

第6回 連携・協力推進会議 議事次第

日 時：平成 25 年 7 月 30 日（火）15:00～17:00

場 所：国立情報学研究所 20 階講義室 1, 2

出席者：次頁参照（委員長：喜連川所長）

議 事：

1. 前回議事要旨案について
2. 大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）の活動について（報告）
3. これからの学術情報システム構築検討委員会の活動状況について（報告）
4. 機関リポジトリ推進委員会について（審議）
5. SCOAP³について（報告）
6. APC（Article Processing Charge）に係る調査について（報告）
7. その他

配付資料：

出席者名簿

1. 前回議事要旨（案）
2. 大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）活動報告
3. これからの学術情報システム構築検討委員会の活動状況について
- 4-1. 機関リポジトリ推進委員会規程（案）
- 4-2. 機関リポジトリ推進委員会委員名簿（案）
- 4-3. 機関リポジトリをめぐる課題について
5. SCOAP³の進捗状況報告
6. APC（Article Processing Charge）に係る調査について（報告）

参考資料：

1. NII と国公私大学図書館協力委員会との間における連携・協力の推進に関する協定書
2. 連携・協力推進会議設置要綱
「大学コンソーシアム連合 JUSTICE」パンフレット
第 2 回 SPARC Japan セミナー 2013 「人社系オープンアクセスの現在」案内チラシ
SPARC Japan ニュースレター 16 号（2013.3）
SPARC Japan ニュースレター 17 号（2013.6）
「国立情報学研究所平成 25 年度教育研修事業 実務研修生募集」チラシ

平成 25 年 7 月 30 日

第 6 回 連携・協力推進会議
出席者名簿

【国立情報学研究所】

国立情報学研究所長	喜連川 優
国立情報学研究所副所長・学術基盤推進部長	安達 淳
学術基盤推進部次長	尾城 孝一
総務部長	[陪席] 膝舘 俊広
学術基盤推進部学術コンテンツ課長	[陪席] 相原 雪乃
学術基盤推進部図書館連携・協力室長	[陪席] 熊淵 智行

【国公立大学図書館協力委員会 常任幹事館】

東京大学附属図書館	事務部長	関川 雅彦
	総務課長	[陪席] 高橋 努
	情報管理課長	[陪席] 木下 聡
筑波大学附属図書館	館長	中山 伸一
	副館長	加藤 信哉
	情報管理課長	[陪席] 内島 秀樹
横浜市立大学学術情報センター	センター長	白石 小百合
	学務・教務部学術情報課長	[陪席] 富岡 俊次
大阪市立大学学術総合センター	所長	橋本 秀樹
	運営課副課長兼図書情報担当係長	[陪席] 平方 善雄
早稲田大学図書館	館長	飯島 昇藏
	事務部長	中元 誠
	総務課	[陪席] 笹渕 洋子
慶應義塾大学メディアセンター	所長	田村 俊作
	事務長	宮木 さえみ
	本部課長	[陪席] 関 秀行

【これからの学術情報システム構築検討委員会】

東北学院大学教授・これからの学術情報システム構築検討委員会委員長	[陪席] 佐藤 義則
----------------------------------	--------------

【文部科学省】

研究振興局参事官（情報担当）付 学術基盤整備企画官	[陪席] 長澤 公洋
研究振興局参事官（情報担当）付 学術情報係長	[陪席] 首東 誠
研究振興局参事官（情報担当）付 学術情報係 研修生	[陪席] 佐藤 隆介

【事務局】

学術基盤推進部学術コンテンツ課副課長	[陪席] 高橋 菜奈子
学術基盤推進部学術コンテンツ課 図書館連携チーム係長	[陪席] 吉田 幸苗
学術基盤推進部学術コンテンツ課 図書館連携チーム係長	[陪席] 前田 朗
学術基盤推進部図書館連携・協力室	[陪席] 保坂 睦
学術基盤推進部図書館連携・協力室	[陪席] 大前 梓
学術基盤推進部学術コンテンツ課 研修生	[陪席] 増岡 由貴

第 5 回連携・協力推進会議議事要旨（案）

1. 日時：平成 25 年 2 月 1 日（金）10:00～13:00
2. 場所：国立情報学研究所 19 階会議室
3. 出席者：

（委員館）

坂内所長、安達副所長・学術基盤推進部長、尾城学術基盤推進部次長（以上、国立情報学研究所）、古田館長、田中事務部長（以上、東京大学附属図書館）、中山館長、関川副館長（以上、筑波大学附属図書館）、富岡学術情報課長（横浜市立大学学術情報センター）、橋本所長（大阪市立大学学術総合センター）、飯島館長、中元事務部長（以上、早稲田大学図書館）、田村所長（慶應義塾大学メディアセンター）

（陪席）

佐藤教授・これからの学術情報システム構築検討委員会委員長（東北学院大学）、首東大学図書館係長（文部科学省情報課学術基盤整備室）、鈴木学術コンテンツ課長、熊淵図書館連携・協力室長（以上、国立情報学研究所）、高橋総務課長、（東京大学附属図書館）、内島情報管理課長（筑波大学附属図書館）、吉井運営課長（大阪市立大学学術総合センター）、関本部課長（慶應義塾大学メディアセンター）

4. 議事：

議事に先立ち、坂内委員長より、在任期間が平成 25 年 3 月末までであること、後任として東京大学の喜連川教授が 4 月から着任予定であり、本会議の委員長（平成 25 年 7 月 31 日まで）を引き継ぐ予定である旨の説明があった。

国公立大学図書館協力委員会委員長館の横浜市立大学・富岡課長より、国公立大学図書館協力委員会の公立大学選出の幹事館として大阪市立大学が加わった旨の説明があり、新たに本会議の委員館となった大阪市立大学学術総合センター・橋本所長より挨拶があった。

また、これからの学術情報システム構築検討委員会からの報告を受けるため、当委員会委員長の東北学院大学・佐藤教授が陪席している旨の説明があった。

（報告事項）

（1）前回議事要旨案について

NII・鈴木課長から資料 1 に基づき前回議事要旨案のポイント説明があり、原案どおり承認された。

（2）学術コンテンツ運営・連携本部会議について

NII・森副課長から資料 2 に基づき報告があった。

(3) 新 JUSTICE 設立について

筑波大学・関川副館長から資料 3 及び参考資料 3 に基づき、新 JUSTICE の設立にかかる前回以降の活動状況（資料 3-1～3-2）、及び新 JUSTICE への移行に向けた審議事項（資料 3-3～3-8）、平成 24 年度の活動報告（案）（資料 3-9）について説明があり、以下の意見交換を行った。

- 年度途中からの参加は可能か。
 - 可能である。ただし会費の月割等はせず、年会費全額を徴収する。
- 資料 3-6 について、第 3 条第 4 項の文言では、年度途中の入会でも会費全額の納入が必要なことが読み取れない。明記した方が良い。
 - 第 4 項に追記する。文言については JUSTICE 運営委員会に一任いただきたい。
- 資料 3-9 について、JUSTICE の活動による目に見える成果は挙がっているのか。
 - 5 (4) 「主な成果」にまとめたように、プライスキップの引き下げや、新たな契約モデルの提示といった成果が挙がっている。
 - 総会では、活動成果を強調するのが良いだろう。一体となってバーゲニングパワーを強化することが JUSTICE の重要なミッションであり、参加館に具体的成果を示すことも必要である。
 - 各大学の契約額に JUSTICE の交渉結果が反映されるのは次年度以降である。毎年度実施している契約状況調査の結果によってある程度把握できると思われるので、次回以降に報告したい。
- JUSTICE と同様のコンソーシアムは他国にも存在するのか。存在するならば、成果の比較ができるのではないか。
 - 他国にも同様のコンソーシアムは存在する。ただし、各々に守秘義務があり、交渉結果等の共有は難しい。また、コンソーシアムの性質が欧米とは異なるため、比較そのものも難しい。JUSTICE はオプトイン方式であり、購読経費そのものを一元化しているコンソーシアムとは違い、手元に交渉カードを持ってバーゲニングパワーを発揮することが難しい面がある。

以上を踏まえ、審議事項（資料 3-3～3-8）については文言等の修正をすることとして承認された。また、2 月 20 日の新 JUSTICE 設立総会の配付資料とすることとした。

(4) 機関リポジトリ関連委員会について

NII・鈴木課長から資料 4 に基づき、機関リポジトリ関連委員会立ち上げの準備状況および今後の進め方について説明があり、規程案を固めること、平成 25 年度に向けて委員の人選を進めることが了承された。

(5) これからの学術情報システム構築検討委員会の活動状況

東北学院大学・佐藤教授から資料 5 に基づき、委員会において課題を 4 つのカテ

ゴリ[全体][電子リソース][目録システム][デジタイズ]に分けて整理したことについて報告があった。また、「NACSIS-CATのデータのオープン化」、「ERDB（電子リソース管理データベース）の構築について、当面NIIのプロジェクトとして推進すること」、「目録システムの課題を検討するワーキンググループを委員会内に設ける」ことについて説明があり、以下の意見交換を行った。

- NACSIS-CATのデータのオープン化について、CATをいつまで継続するのかという議論もあるが、資料にある「公的資金によって作成されたデータ公開の流れ」に沿って、「世界に先駆けたサービス展開の可能性の確保」をする方向性で進めて良いのではないかと。
- データのオープン化には賛成だが、権利主体について気になる。OCLC等の動きはどうか。
 - OCLCは、個々のレコードの権利は主張しないという見解。データベースの権利については、OCLC参加館との協議を経て、OCLCが権利を有することを確認した。NDLのケースも含め、権利主体が最初から考慮されているケースは少なく、後付けで確認されている状況。
 - EUにおいて、「電話帳のイエローページに権利があるか」が議論になり、「額に汗してデータを集めたことに対して権利を認める」ということになったが、日米では法制化されていない。著作権のないデータを集めたものについての権利は制度がないのではないかと。「編集著作権」が発生するかどうかを議論したほうがよい。
 - 権利関係が明確ではないこともあり、CC0（権利放棄）を採用するケースは多い。OCLCは自らの存在意義の確保を図るためにOpen Data CommonsのAttribute License（帰属表示を要求）を採用したとも考えられる。
- 「完全なコピーの制限は可能」というところについて、NIIは競争的環境の中でサービスを実施している。オープン化の方針検討に当たっては、配慮が必要。
 - 最新データの提供を遅らせるなどの工夫により、アドバンテージの確保は可能。また、最終的にはデータの大元を参照することがコスト的に効率がよいということもある。
 - データを丸ごとコピーして別サービスを立ち上げようとする場合、既存サービスにない機能をプラスするなどといったことが起こるだろう。データ提供元にとって危険性はないとは言えないが、オープン化することのメリットもある。そのデータベースを使って何ができるのか、ということに考えをシフトしていく必要があるのではないかと。例えばたんぱく質のデータベースは完全にオープンで、データを出すと同時に解析するツールを開発・提供している。そういったところに人は寄っていく。目録データは基礎的なデータであり、皆で共有化し価値を付加していく、というスタンスでよいのではないかと。
 - データベースを作るインセンティブが失われるのは困る。データが作成さ

れ続けるためのインセンティブと、データが循環する仕組みの両方が必要。

- 大学図書館の意識が大事ではないか。我々自身の問題でもあるだろう。
 - オープンアクセスとオープンデータはわかるが、オープンガバメントとは何か。
 - 2009年にオバマ政権下で始まった「役所はデータをオープンにせよ」という取組み。日本は対応が遅れている。このことと話がからむと難しそう。
- 以上の議論を踏まえ、指摘された課題に配慮しつつ、オープン化の方向で検討することが了承された。

(6) SCOAP³に関するタスクフォースの活動状況

NII・安達副所長から資料6に基づき、タスクフォースの活動状況、今後のプロセスについて説明があり、次の意見交換があった。

- 物理学コミュニティからの協力は、どのような状況か。
 - 物理学科等を通じ、大学として協力する雰囲気づくりに向け、この分野の研究者側からアプローチしていただくこととしている。大学以外では、高エネ研、原研、理研といった規模の大きい関係機関にも協力要請している。
- SCOAP³に関わることで、OA対応を含めた、大手出版社の電子ジャーナルのビジネス戦略がリアルに見えてくる。タスクフォースに参加している大学図書館のメンバーにも情報を共有している。
 - 出版社側の戦略を知ること、購読モデルの電子ジャーナルについても、うまく対応していけると良い。
 - JUSTICEの取組とのバランスをとることが必要である。双方の活動がWin-Winになるように持って行ければ良い。
 - SCOAP³推進にあたっては、物理学以外の分野に悪影響を及ぼさないこと、大学側にメリットがあることの2つを前提としている。
- 今後の調整に向けて、ますます難しい局面が出てくるので、ぜひ協力をお願いしたい。

以上の議論を踏まえ、タスクフォースとしての活動を進めることを確認した。

坂内委員長から、改めて退任の挨拶があった。

また、次回についてはおって事務局から日程調整をする旨、連絡があった。

以 上

大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）活動報告

平成 25 年 7 月 26 日

I. 新体制への移行

平成 23 年 4 月の JUSTICE 発足以来、国立大学図書館協会コンソーシアムと公私立大学図書館コンソーシアム（PULC）の業務を移行・統合するという当面の課題を解決しつつ、運営委員会を中心に、安定的・持続的な活動体制の確立に向けた検討を重ね、平成 25 年 4 月から、年会費を徴収する会員制の組織へと移行した。

1. 新体制移行までの経緯

平成 23 年度の JUSTICE 運営委員会での検討結果をもとに、平成 24 年度に 1 年をかけて新体制移行手続きを行った。

① 意見聴取

平成 24 年 4 月 9 日に、国公立大学図書館協力委員会を通して国公立の各大学図書館協(議)会に、4 月 13 日には JUSTICE 全参加館に直接、要項および会費の原案を送付し意見を聴取。（回答期限：6 月 13 日）

② 要項および会費の確定

平成 24 年 7 月 10 日の JUSTICE 運営委員会にて要項案及び会費案を確定し、7 月 20 日の連携・協力推進会議で承認を得た。7 月 27 日の国公立大学図書館協力委員会において、平成 25 年度以降の JUSTICE への支援金拠出が承認された。

③ 要項および会費の周知

平成 24 年 7 月 30 日に、JUSTICE 全参加館に対して、要項および会費の確定版、Q & A、全参加館の会費予定額一覧を通知。未参加館等への周知のため、JUSTICE の Web サイトでも要項および会費の確定版と Q & A とを公開。

④ 参加意思確認

平成 24 年 10 月 30 日に、全参加館（オブザーバ 6 館を含む 536 館）に新組織への参加意向確認文書を送付（回答期限：11 月 30 日）。未参加館に対しても JUSTICE の Web サイトに参加申請案内を掲載。

→参加 491 館（継続 487 館、新規 4 館）、不参加 45 館、保留 4 館

⑤ 設立準備総会の開催（平成 25 年 2 月 20 日）

476 館が出席（うち 322 館は委任状による出席）。

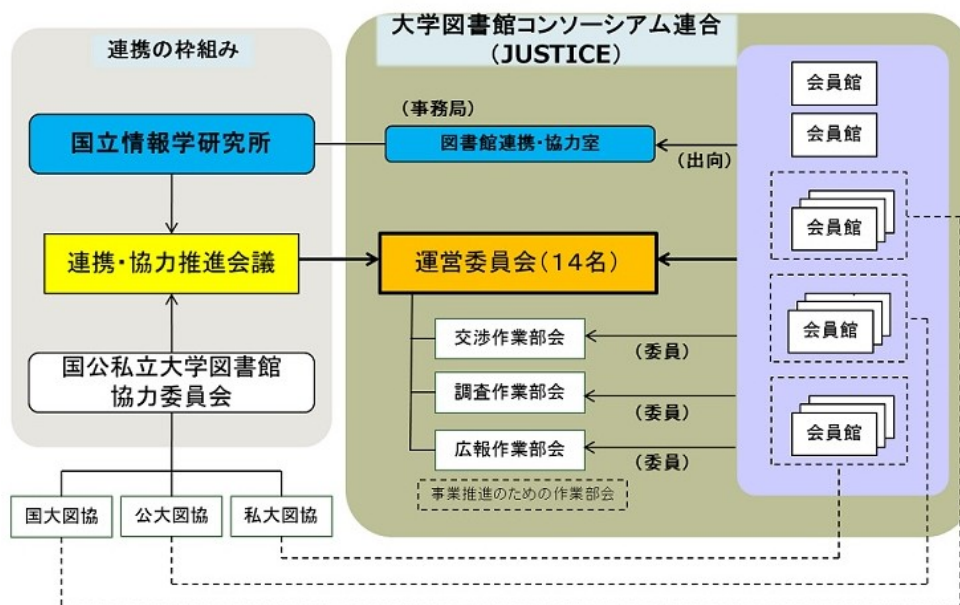
要項、会費規程、運営委員会規程、運営委員会委員、平成 25 年度活動計画、平成 25 年度予算の承認。

⑥ 新運営委員会準備会議の開催（平成 25 年 3 月 15 日）

運営委員会委員長（早稲田大学図書館 中元誠 事務部長）を選出。加えて、作業部会規程を制定し、平成 25 年度活動スケジュールを策定。

設立準備総会以後の新規参加申請（3 館）、参加辞退申請（1 館）を承認。→平成 25 年 4 月 1 日の会員数は 493 館。

2. 平成 25 年度以降の運営体制（平成 25 年 4 月 1 日現在）



- 会員館：493 館（大学、大学共同利用機関、省庁大学校等の図書館）
 ※平成 25 年 4 月 1 日以降の新規参加が 2 館あり、現在の会員館数は 495 館
- 運営委員会委員：14 名
 作業部会委員：24 名（運営委員会委員以外の委員数）
 事務局職員：3 名（東京大学、慶應義塾大学、京都大学）
- 平成 25 年度当初から、運営委員会の下に以下の作業部会を設置し、運営委員会委員、作業部会委員、事務局職員が分担して業務を遂行。
 交渉作業部会：電子リソースの購入・利用提供・保存等の条件確定に向けた出版社等との交渉、版元提案説明会や出版社交渉説明会の企画・実施
 調査作業部会：契約状況調査をはじめとした JUSTICE の活動に必要な会員館を対象とした調査の企画・実施、国内外の関係団体の活動状況の調査
 広報作業部会：広報誌『jusmine』の発行や、JUSTICE 活動の広報および人材育成に関する企画

3. 会費の徴収・管理

- 設立準備総会の開催通知送付時に、会費額の根拠となる各会員館の教員数・大学院生数の最終確認依頼文書を送付し、全会員館からの回答を得て会費額は決定済。
- 4 月に会員館情報の確認作業を実施（請求書発行に必要な事項の確認も併せて実施）。
- 会費の徴収・管理を担当する国立情報学研究所から、6 月に全会員館に対して請求書を送付済み。会員館は、7 月末日までに、国立情報学研究所の JUSTICE 会費等専用口座に年会費全額を納入（495 館の会費収入総額は 1,220 万円の見込み）。
- 国公立大学図書館協力委員会からの支援金(50 万円)を加えた収入(1,270 万円)のうち事務局専任職員の出向元大学に対する事務協力費(350 万円/1 大学×3 大学=1,050 万円)を除いた残額は、委員会・作業部会活動に係る旅費等に充てる。

II. JUSTICE の主な事業

1. 出版社等との交渉を通じた電子リソースの購入・利用条件の確定

(1) 出版社交渉

①特徴=オプト・イン型のオープンコンソーシアム

- ・ 出版社との契約条件（価格条件、利用条件）の交渉を一元化。
- ・ 契約や支払等は、交渉結果（合意提案書）をもとに各会員館が実施。

②交渉体制・スケジュール

- ・ 平成 24 年度までの交渉対象出版社を中心に、運営委員会において交渉対象出版社に優先順位をつけ、事務局職員による予備交渉と交渉作業部会委員（主に東京近郊の大学図書館職員（25 名程度））による本交渉を実施。
- ・ 翌年契約の交渉（～7 月）→版元提案説明会（9 月）→翌々年契約の交渉（9 月～）

③過去の交渉実績

	平成 23 年度	平成 24 年度
出版社との直接交渉	約 140 回	約 100 回
交渉対象出版社	55 社	67 社
提案受領出版社	50 社	60 社
提案合意出版社	42 社	55 社
提案合意製品数	190 製品	205 製品

(2) 版元提案説明会（版元からの会員館への直接の説明会）の開催

	平成 23 年度	平成 24 年度
参加版元（ブース）	38 社（28 ブース）	45 社（32 ブース）
参加図書館（参加者）	208 館（292 名）	197 館（282 名）

- ・ 平成 25 年度は以下のとおり実施する。
開催時期： 平成 25 年 9 月 5 日（木）～9 月 6 日（金）
開催場所： 東京工業大学 大岡山キャンパス

(3) 出版社交渉説明会（出版社に対する提案要件等の説明会）の開催

平成 23 年度（平成 24 年度交渉説明）は 33 社（33 名）が、平成 24 年度（平成 25 年度交渉説明）は 31 社（32 名）が参加。

(4) 契約状況調査

- ・ 全会員館の電子ジャーナル等の契約状況を正確に把握し、出版社交渉や契約モデルの策定に資すると共に、調査結果の一部を参加館へ公開しコンソーシアムの現状を周知することを目的として毎年度当初に実施。
- ・ JUSTICE ウェブサイトの参加館限定ページに調査結果を掲載。
- ・ 平成 25 年度は、5 月 13 日（月）～6 月 14 日（金）の期間で実施。

2. 電子ジャーナルのバックファイルや電子コレクション等の拡充

国立情報学研究所の電子アーカイブ事業（NII-REO）と連携し、運営委員会において導入対象となる人文社会科学系電子コレクションまたは電子ジャーナルバックファイルの選定等を行ってきている。

3. 電子リソースの管理システムの共同利用

平成 24 年度から、国立情報学研究所の「電子リソース管理データベース（ERDB）プロトタイプ構築プロジェクト」に参加し、会員館及びコンソーシアム全体における電子リソース管理業務（書誌情報、契約情報、ライセンス情報等の管理）及び利用統計データ取得・管理の一元化・効率化、利用者サービス向上の支援に向けた検討を行っている。

4. 電子リソースの長期保存とアクセス保証

国立情報学研究所と連携し、世界中の大学図書館及び学術出版社が共同運営する大規模なダークアーカイブ（保存）プロジェクトである「CLOCKSS」の活動の周知を行い、同プロジェクトに対する国内参加館の拡大を図っている。

平成 24 年度末に、国立情報学研究所から JUSTICE 会員館に対して、2013 年の CLOCKSS への参加意思確認が行われた。2013 年は 84 機関（国立 39 機関／公立 6 機関／私立 39 機関）が参加することとなり、2012 年の参加機関（30 機関）から大幅に増加している。

5. 電子リソースに関わる図書館職員の資質向上

国立情報学研究所の実務研修職員制度を活用し、JUSTICE 事務局（国立情報学研究所学術基盤推進部図書館連携・協力室）での OJT による人材育成を行っている。これまでの修了生は以下のとおり。

柴田 育子	一橋大学	平成 23 年度
藤江 雄太郎	大阪大学	平成 23 年度
西脇 亜由子	明治大学	平成 23 年度
塩出 郁	大阪大学	平成 24 年度

6. 広報活動等

全会員館の情報共有を目的とし、2012 年 1 月から、広報誌『jusmine』を発行している。『jusmine』は 1 月、4 月、7 月、10 月発行の季刊誌であるが、必要に応じて特別号を発行しており、2013 年 6 月に 11 号を発行するに至っている。

7. その他（ICOLC への会員館職員派遣）

国際図書館コンソーシアム連合（ICOLC : International Coalition of Library Consortia）の年 2 回（春：北米、秋：欧州）の国際会議に対して、日本から原則として 2 名の大学図書館職員を派遣している。2013 年春季大会からこの派遣事業に係る事務を JUSTICE が担当している（派遣に係る旅費は国公立大学図書館協力委員会が負担）。

これからの学術情報システム構築検討委員会の活動状況について（報告）

第 5 回委員会の開催

日 時：平成 25 年 7 月 9 日(火) : 13:30-15:30

場 所：学術総合センター 20 階講義室 1

1. 課題の整理とまとめ

第 4 回までに検討した課題について、今後の取り組み方針を確認した。

(1) 全体

総合的発見環境の整備、メタデータ提供、ライセンス、関係機関との協力体制などに課題を整理した。今年度は、NACSIS-CAT のオープンデータ化について、引き続き本委員会で検討する。

(2) 電子リソース

電子リソース管理について、システムの構築、体制の整備などの課題を整理した。国立情報学研究所が実施する ERDB プロトタイプ構築プロジェクトを進めつつ、適宜、報告を受ける。

(3) 目録システム

NACSIS-CAT について、システム再編・運用再編などについて課題を整理し、引き続き本委員会で検討する。

(4) デジタイズ

学術書のデジタイズ、長期保存、シェアードプリントなどに課題を整理し、今年度はデジタル資料の利用について国立情報学研究所のワークショップでとりあげ、成果を共有する。

2. NACSIS-CAT のオープンデータ化について

明確な権利者は存在しないことが明らかになったため、どのように関係者の合意を得るかが課題である。次回までに次の 3 つの方向性でまとめの叩き台を作成する。

- (1) データのオープン化を進める。
- (2) 国立情報学研究所を主体とする。
- (3) 合意形成とガバナンスの方法を含めたものにする。

3. NACSIS-CAT の将来像について

現状でのシステムの課題、ルールの課題などはあるが、世界的動向を踏まえた将来像を検討した上で、個別の課題に取り組むことになった。

機関リポジトリ推進委員会規程（案）

平成25年7月 日
制 定

（設置）

第1条 連携・協力推進会議のもとに、機関リポジトリ推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（目的）

第2条 委員会は、「大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所と国公立大学図書館協力委員会との間における連携・協力の推進に関する協定書」の第2条第1項に掲げる事項のうち、（2）「機関リポジトリを通じた大学の知の発信システムの構築」に関する事項を企画・立案し、学術情報の円滑な流通及び発信力の強化にかかる活動を推進することを目的とする。さらに、同項の（4）「学術情報の確保と発信に関する人材の交流と育成」および（5）「学術情報の確保と発信に関する国際連携の推進」について、（2）に関連する活動を推進するものとする。

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 国公立大学図書館の職員
 - 二 国立情報学研究所の職員
 - 三 その他連携・協力推進会議の委員長が必要と認めた者
- 2 委員は、連携・協力推進会議の委員長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって選出する。

- 2 委員長の任期は、選出後から翌年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

（作業部会）

第6条 委員会は、必要に応じて作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会の設置期間は、設置の都度これを定める。
- 3 作業部会に主査を置く。主査は、委員会の委員の中から、委員会の議を経て委員長が委嘱する。
- 4 作業部会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 国公立大学図書館の職員
 - 二 国立情報学研究所の職員
 - 三 その他委員長が必要と認めた者
- 5 作業部会委員は、作業部会主査の推薦により、委員長が委嘱する。
 - 6 作業部会の運営に関する細則は、別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、国立情報学研究所学術基盤推進部学術コンテンツ課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会において別に定める。

付 則

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

資料 4-2

機関リポジトリ推進委員会委員名簿（案）

氏名	所属・役職	備考
行木 孝夫	北海道大学大学院理学研究院 数学部門・准教授	
加藤 信哉	筑波大学附属図書館・副館長	
杉田 茂樹	千葉大学附属図書館・学術コンテンツ課・課長	
森 一郎	信州大学附属図書館・副館長	
富田 健市	岡山大学附属図書館・事務部長	
池田 大輔	九州大学大学院システム情報科学研究院・准教授	
大前 富美	大阪府立大学学術情報センター学術情報室・調整総括	
菊池 亮一	明治大学学術・社会連携部・図書館総務事務長	
佐藤 翔	同志社大学社会学部教育文化学科・助教	
安本 裕和	関西学院大学図書館・次長	
山地 一禎	国立情報学研究所学術ネットワーク研究開発センター（コンテンツ科学研究系）・准教授	
相原 雪乃	国立情報学研究所学術基盤推進部学術コンテンツ課・課長	
高橋 菜奈子	国立情報学研究所学術基盤推進部学術コンテンツ課・副課長	

平成 25 年 7 月

平成 25 年 7 月 30 日
国立情報学研究所

機関リポジトリをめぐる課題について

1. 現在の到達点

(1) CSI(最先端学術情報基盤) 委託事業 (コンテンツ系)

期 (年度)	内容	採択 件数	終了時の公 開機関数
1 (H17~H19)	「機関リポジトリの構築・運用」及び「先駆的な研究開発」の委託事業 (H17 年度は試行、H18 年度から公募)	70	102
2 (H20~H21)	「機関リポジトリの更なる普及とコンテンツの拡充」及び「リポジトリ相互の連携による新たなサービスの構築」を目指した委託事業	97	175
3 (H22~H24)	学術コンテンツのオープンアクセスを進展させ、研究教育の活性化を図るための委託事業	55	357 (JC 含む)

(2) JAIRO Cloud (共用リポジトリサービス)

①平成 23 年度

- 説明会実施、申請受付、初期構築

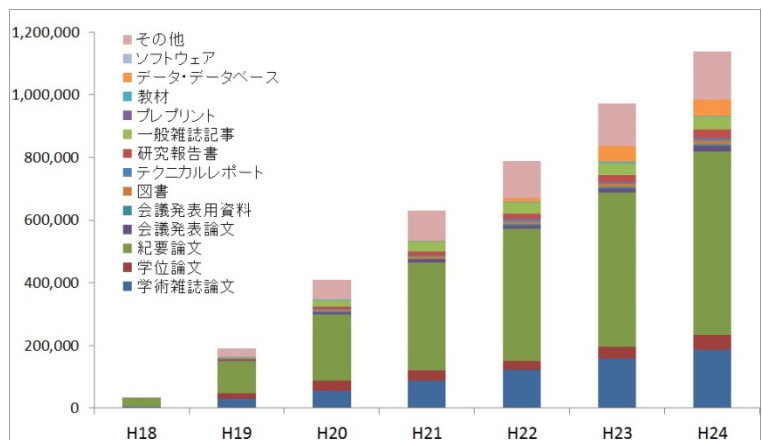
②平成 24 年度

- サービス正式公開

機関リポジトリ公開機関数：62 機関 (申請機関 100 件) (H25 年 3 月末時点)

(3) 収録コンテンツ数 (H25 年 3 月末時点)

学術雑誌論文 約 33 万件
 学位論文 約 9 万件
 紀要論文 約 66 万件
 その他 約 45 万件
 計 約 153 万件
 本文あり約 100 万件



2. 今後の課題

- ① CSI 委託事業の各プロジェクト*の今後の展望
- ② JAIRO Cloud の推進・強化のための方策検討
- ③ 学位規則改正への対応

* プロジェクト

- ・ オープン・アクセスとセルフ・アーカイビングに関する著作権マネジメント・プロジェクト (SCPJ)
- ・ **ROAT (Repository Output Assessment Tool)** プロジェクト
- ・ オープンアクセス環境下における同定機能導入のための恒久識別子実証実験
- ・ 遺跡資料リポジトリ
- ・ 機関リポジトリコミュニティの活性化プロジェクト
- ・ 機関リポジトリ担当者の人材育成

資料 5

国情研コ第 89 号
平成 25 年 6 月 26 日

国立大学図書館協会
公立大学協会図書館協議会 各加盟館の長 殿
私立大学図書館協会

連携・協力推進会議委員長
国立情報学研究所長
喜 連 川 優 [公印省略]

SCOAP³の進捗状況の周知について（依頼）

日頃より、連携・協力推進会議の活動にご協力を賜わり、誠にありがとうございます。
連携・協力推進会議より、別紙のとおり SCOAP³の進捗状況について報告いたします。
リコンシリエーション作業の遅れに伴い、全体的にスケジュールは遅延しており、関係者の皆様にはご迷惑をおかけしておりましたが、別紙にありますように、拠出額の確定、及び MoU（Memorandum of Understanding）の締結を達成できる見通しが立ってきております。

本件につきまして周知方ご協力くださいますようお願い申し上げます。

連絡・問合せ先

連携・協力推進会議 SCOAP³担当
国立情報学研究所学術基盤推進部 学術コンテンツ課
担当：吉田
電話番号：03-4212-2322（直通）
メールアドレス：scoap3survey@nii.ac.jp

SCOAP³の進捗状況報告

- CERN は、SCOAP³のリコンシリエーション作業（SCOAP³への拠出額と削減額の調整作業）が進捗し、参加館の拠出額が確定しつつある状況を踏まえ、CERN 自らによる支援も視野に入れつつ、2014 年 1 月からの SCOAP³開始について、出版者との契約に踏み切るという決定を下しました。
- SCOAP³への正式な参加契約書である MoU も確定しつつあり、日本としてどのように署名を行うのか、関心表明書（EOI）に署名した国公立大学図書館協力委員会、高エネルギー加速器研究機構、国立情報学研究所の三者による協議の準備を行っているところです。
- 参加意向確認において参加または参加未定とのご回答をいただいております各機関には、拠出額が決まり次第、参加について最終的な意思決定を行っていただくこととなります。拠出額確定後、改めて連携・協力推進会議より参加についての最終的な意思確認を行いますので、準備方よろしく願いいたします。
- 6 月 21 日付け SCOAP³サイトのニュース (<http://scoap3.org/news/news100.html>) にも掲載されておりますが、APS (American Physical Society) が急遽 SCOAP³から離脱し、同学会発行の Physical Review C 及び Physical Review D は SCOAP³対象誌から削除されました。
- APS の離脱に伴い、当該 2 誌に係る購読料は CERN への拠出対象外となります。それにより、SCOAP³ 全体の拠出額はほぼ半減する見込みで、日本の分担額もそれに応じて減額される見通しです。各参加館の拠出額については、それぞれの契約状況によって異なりますが、対象 2 誌の拠出額分が減額されることとなります。
また、当該 2 誌のみを購読されている機関におかれましては、SCOAP³にご参加いただく必要がなくなりました。先日来の SCOAP³に係る調査やデータ提供にご協力いただき、前向きにご検討いただいておりますこと、厚く御礼申し上げます。
- なお、当該 2 誌は SCOAP³の枠組みによるオープンアクセス誌ではなくなりますので、ご利用にあたっては、今後 APS から提示される 2014 年の購読条件等をご確認いただきますよう、お願い申し上げます。
- なお、Elsevier は SCOAP³への参加をあらためて確約しております。また、IOP や Springer など他の出版社に関しても CERN から参加確認の照会を行なっているところです。

平成 25 年 7 月 30 日
国立情報学研究所

APC (Article Processing Charge) に係る調査について

1. 目的

オープンアクセス誌の急速な普及に伴い、APC (Article Processing Charge) の機関負担モデルを実施または検討する出版社が徐々に増えており、海外では既に実施例も存在する。一方、日本の大学等においては機関内の APC 支払状況も十分に把握できておらず、機関負担に対応できる状況ではない。世界的に APC 機関負担モデルが加速すれば、日本が大幅に立ち後れてしまうことも懸念される。

そこで、日本におけるオープンアクセス誌への投稿状況および海外の APC 機関負担モデル実施例を調査することにより、APC の機関負担がもたらすオープンアクセス化推進への効果等を予測し、APC 機関負担モデルの妥当性等を検証・評価する。

2. 平成 25 年度の調査実施案

(1) 調査内容

①国内のオープンアクセス投稿実態調査

オープンアクセス誌への投稿実態などを調査し、APC 機関負担モデルの可能性を探る。また、日本で APC 機関負担モデルのプロジェクトを実施した場合に、実施前後のオープンアクセス誌への投稿実態を定量的に把握し、その効果について評価を行えるように基礎情報を得る。

②海外の動向調査

COPE (Compact for Open-Access Publishing Equity) など、海外において APC 機関負担モデルを既に実施している先行事例を調査する。

(2) 実施体制

NII (SPARC Japan) において実施し、大学図書館コンソーシアム連合 (JUSTICE) に協力を得ながら実施する。

APC の調査を検討していた、国立大学図書館協会学術情報委員会および有識者に対しては協力を依頼する。

調査に際し合同 WG を編成する。メンバーは JUSTICE、国立大学図書館協会学術情報委員会より各 2 名推薦、および有識者、NII (事務局) とする。WG は、アンケート調査の方法および内容の決定、海外先行事例の調査、調査結果の集約および調査報告の作成を行う。

(3) 実施スケジュール (案)

- 7月 調査WGメンバーの決定
- 8月 第1回調査WG会議
- 7～9月 アンケート調査内容の確定
アンケートシステム作成
- 10月上旬 アンケート調査実施 (～10月末)
- 8～11月 海外事例調査等
- 11～12月 アンケート集計および報告の作成

	7月	8月	9月	10月	11月	12月
関係機関に協力依頼(NII)						
調査WGメンバー決定						
第1回調査WG会議						
アンケート調査内容の確定						
アンケートシステム作成(または発注)						
アンケート調査実施						
アンケート集計						
海外事例調査						
報告作成						

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所と
国公立大学図書館協力委員会との間における連携・協力の推進に関する
協定書

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所（以下「甲」という。）と国公立大学図書館協力委員会（以下「乙」という。）は、包括的な連携・協力の推進にあたり、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、総合目録データベースの構築、機関リポジトリの推進、教育研修などの事業を通じて構築してきたこれまでの連携・協力関係を踏まえ、昨今の学術情報の急速なデジタル化の進展の中で、我が国の大学等の教育研究機関において不可欠な学術情報の確保と発信の一層の強化を図ることを目的（以下「本目的」という。）とする。

（連携・協力の推進）

第2条 甲及び乙は、本目的を達成するために、次の事項について連携・協力を推進する。

- （1）バックファイルを含む電子ジャーナル等の確保と恒久的なアクセス保証体制の整備
 - （2）機関リポジトリを通じた大学の知の発信システムの構築
 - （3）電子情報資源を含む総合目録データベースの強化
 - （4）学術情報の確保と発信に関する人材の交流と育成
 - （5）学術情報の確保と発信に関する国際連携の推進
 - （6）その他本目的を達成するために必要な事項
- 2 前項の事項について連携・協力を進めるために、甲及び乙は連携・協力推進会議を設置する。また、必要に応じて、この会議の下にワーキンググループを設置することができる。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに解除の申し出がない場合には、さらに5年間延長するものとし、以後同様とする。

(協定の解釈等)

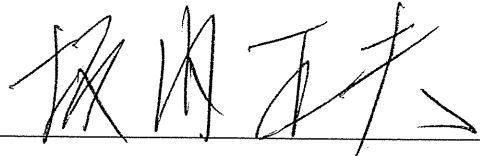
第4条 本協定の解釈に疑義を生じた場合、若しくは、本協定に定めのない事項が生じた場合は、甲及び乙は、誠実に協議するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙はそれぞれ1通を保管する。

平成22年10月13日

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構
国立情報学研究所

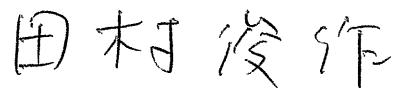
所長 坂内 正夫 (署名)



平成22年10月13日

国公立大学図書館協力委員会委員長
慶應義塾大学メディアセンター

所長 田村 俊作 (署名)



連携・協力推進会議設置要綱

平成 22 年 12 月 13 日
制定

(設置)

第 1 条 「大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所と国公立大学図書館協力委員会との連携・協力の推進に関する協定書」(以下「協定書」という。)第 2 条第 2 項の規定に基づき、連携・協力推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(目的)

第 2 条 推進会議は、協定書の第 2 条第 1 項に掲げる事項について、連携・協力を進めることを目的とする。

(組織)

第 3 条 推進会議の委員館は、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所(以下「国立情報学研究所」という。)及び国公立大学図書館協力委員会の常任幹事館で構成する。

2 推進会議の設置期間は、協定書の有効期間とする。

(委員長)

第 4 条 推進会議に委員長を置き、委員館の代表者の互選によって選出する。

2 委員長の任期は 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までの 1 年間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議開催)

第 5 条 推進会議は、国立情報学研究所、国立大学、公立大学及び私立大学の各 1 館を含む委員館の出席によって成立する。

2 議事は、出席全委員館の同意をもって決定する。

(ワーキンググループ)

第 6 条 推進会議は、必要に応じワーキンググループを設けることができる。

2 ワーキンググループの設置要項は、別に定める。

(事務局)

第 7 条 推進会議の事務局は、国立情報学研究所に置く。

(運営の細目)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議において別に定める。

付 則

この要綱は、平 22 年 12 月 13 日から施行する。